厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年10月28日

厚木市長　山口　貴裕

令和８年厚木市規則第50号
令和８年10月28日公布

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和43年厚木市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（条例第２条第３項に規定する職員）」に改め、同条各号列記以外の部分中「条例第１条第100号に規定する非常勤の職員」を「条例第２条第３項に規定する職員」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。